

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の概要

福祉サービス第三者評価事業の更なる普及促進を図るため、福祉サービス共通の第三者評価基準の策定等を行い、平成16年5月7日「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出したが、その概要は以下のとおり。

1 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものである。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となる。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進体制

(1) 全国の推進組織

全国社会福祉協議会は、評価事業普及協議会、評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【具体的業務】

都道府県推進組織において活用する福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等の策定に関すること
福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発 等

(2) 都道府県の推進組織

都道府県は都道府県推進組織を設置し、第三者評価機関の認証等の業務を行う。

3 各ガイドラインの概要

(1) 都道府県推進組織ガイドライン

主な業務

ア 第三者評価機関の認証に関すること

イ 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること

- ウ 第三者評価結果の取扱いに関すること
- エ 評価調査者養成研修に関すること 等

組織

の業務を実施するにあたり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置するものとする。

(2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン

第三者評価機関認証要件

- ア 法人格を有すること
- イ 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと
 - (ア) 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること
 - a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - (イ) 評価調査者は、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講していること 等
- ウ 都道府県推進組織への評価結果の報告等

第三者評価機関認証取消要件 等

(3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（別添参照）

福祉サービスの基本方針と組織

福祉サービスの理念・基本方針が確立されているか、中・長期的なビジョンと計画が明確にされているかなど、経営者のサービス提供の基本方針を評価。

組織の運営管理

経営環境の変化等に適切に対応しているか、人事管理の体制が整備されているか、事故や感染症の発生時の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されているか、地域との関係が適切に確保されているかなど、組織の運営管理全般を評価。

適切な福祉サービスの実施

利用者を尊重する姿勢の明示、利用者が意見を述べやすい体制の確保など、利用者本位の福祉サービスの取組がなされているか、サービス内容の定期的評価、標準的な実施方法の文書化などサービスの質の確保のための取組がなされているか、利用者に対するサービス実施計画が策定されているかなど、サービス提供全般の取組について評価。

(4) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

事業所の同意を得て、以下の内容について公表。

全ての評価項目にかかる評価結果

特に評価の高い点、改善を求められる点

第三者評価結果に対する事業者のコメント 等